

議事日程 (第3号)

令和3年6月18日 午前9時00分開議

- 日程第1 諸報告 議会運営委員長の報告
- 日程第2 承認第2号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第3 承認第3号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について
- 日程第5 議案第18号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第19号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第20号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第21号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第22号 大刀洗町運動公園多目的グラウンド改修工事請負契約の締結について
- 日程第10 発議第1号 大刀洗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 発議第2号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意
を表する決議
- 日程第12 閉会中の継続調査申出について(総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報
委員会、議会運営委員会)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告 議会運営委員長の報告
- 日程第2 承認第2号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第3 承認第3号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について
- 日程第5 議案第18号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第19号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第20号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第21号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第22号 大刀洗町運動公園多目的グラウンド改修工事請負契約の締結について
- 日程第10 発議第1号 大刀洗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 発議第2号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意
を表する決議
- 日程第12 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報
委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（11名）

1番 森田 勝典	2番 隠塚 春子
3番 平田 康雄	4番 野瀬 繁隆
5番 黒木 徳勝	7番 平山 賢治
8番 東 義一	9番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	松元 治美
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	村山真知子		

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策に対して御理解と御協力をいただきまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和3年第12回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、諸報告を行います。

昨日、議会運営委員会を開催し、協議いたしております。

この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。委員長報告を行います。議会運営委員長の黒木徳勝です。議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、令和3年6月17日午前9時から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行部側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

委員会で協議の結果、議案第22号大刀洗町運動公園多目的グラウンド改修工事請負契約の締結についてを本日の日程に追加することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで諸報告を終わります。

日程第2. 承認第2号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、承認第2号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第3. 承認第3号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、承認第3号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第4. 承認第4号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、承認第4号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第5. 議案第18号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第18号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。この改正に新たに追加される選挙関係の特別職の方については、これまでも支給されてきたと思うんですが、このタイミングで条文化されるということについての経緯が、初日の提案理由ではいま一つよく分からなかったんですが、その辺についていかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。堀内人事法制係長。

○人事法制係長（堀内 智史） 平山議員の御質問にお答えいたします。

選挙関係のこちらの特別職に関しましては、これまでも記載されております国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき支給を行ってきたところでございます。経緯はちょっと不明でございますが、これまで特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例のほうに明文の規定がございませんでしたので、他自治体も参考に、他自治体では実際、明文の規定を定めるところと定めてないところとございましたが、他の自治体も参考にして、今回明文の規定が必要だと判断し、今回改正を提案しているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それは最初の提案理由でいただきましたのと、これが施行されたことによって、従前での運営と今後についての影響というものがありませんでしたら教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。堀内人事法制係長。

○人事法制係長（堀内 智史） それでは、お答えいたします。

今回の条例改正に伴う選挙関係の報酬等の支給に関しましては、これまでと変更するところは

ございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6．議案第19号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第19号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すみません。この条例、一部改正の条例の制定によって、町の関連する業務がどのように変化するのか。徴収業務が減ると見てよろしいのか。その辺いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 質問にお答えします。

今回の条例改正によりまして、J-L I Sのほうに徴収業務の手数料が明記されておりますが、実際、委託業務として、業務としては町に残ると思われます。徴収した手数料の支払い方法については、とりあえず今のところ未定となっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが、よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 業務が町に残るといふことと、御承知のように、このシステム機構というものも情報の漏えいですとか、もともと情報システムの起源からいって非常に問題の大きな団体であろうと思いますので、今後とも住民の方の権利、個人情報等を守る見地から、十分に町長におかれても注意してこれは運用なさっていただきたい。このことを申し上げたいけど、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

その点に関しましても、こちらのほうとしても十分気をつけて個人情報保護していくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第20号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第20号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第21号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第21号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算

(第2号) についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安丸眞一郎) 討論なしと認めます。

これから、議案第21号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長(安丸眞一郎) 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第22号 大刀洗町運動公園多目的グラウンド改修工事請負契約の締結について

○議長(安丸眞一郎) 日程第9、議案第22号大刀洗町運動公園多目的グラウンド改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長(矢野 智行) 生涯学習課、矢野でございます。

議案第22号の提案いたします。

議案第22号大刀洗町運動公園多目的グラウンド改修工事請負契約の締結について。

大刀洗町運動公園多目的グラウンド改修工事について、次のように、工事請負契約を締結するものとする。令和3年6月18日提出。大刀洗町長中山哲志。

- 1、工事名、大刀洗町運動公園多目的グラウンド改修工事。
- 2、工事場所、大刀洗町大字本郷4210番地1他。
- 3、工期、契約の効力の発生日の翌日から令和3年9月24日まで。
- 4、請負契約金額、1,963万5,000円(消費税及び地方消費税178万5,000円)。
- 5、工事請負人、福岡県久留米市東合川1丁目5番27号、株式会社スポーツテクノ和広、取締役支店長釘嶋学。

理由といたしましては、大刀洗町運動公園多目的グラウンド改修工事を施工するため、指名競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりください。こちらは入札結果及び契約の結果表でございます。

起工番号、起工第96414-1号。

工事名につきましては、大刀洗町運動公園多目的グラウンド改修工事でございます。

工事場所は、先ほど申し上げたとおりでございます。

入札を、令和3年6月10日木曜日13時30分より行っております。

工期につきましては、契約の効力の発生の翌日から令和3年9月24日までとしておるところでございます。

予定価格につきましては、5,797万3,000円、これは消費税抜きでございます。

最低制限価格は設けておりません。

落札業者は、株式会社スポーツテクノ和広。

住所につきましては、福岡県久留米市東合川1丁目5番27号。

契約金額、1,963万5,000円、これは税込みでございます。

指名理由につきましては、大刀洗町財務規則107条の規定で、「なるべく5人以上指名しなければならない」となっておりますことと、大刀洗町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱第7条第3項の規定により、6,000万円以上、7業者としていることでございます。

このことにより、令和2年3月に受け付けた競争入札参加資格審査申請受付の業者の中から10者を選考したものでございます。これにつきましては、5月17日月曜日に開催した指名委員会の選考に付し、10業者の指名を決定したところでございます。

入札結果につきましては、以下のとおりでございます。

次のページをおめくりください。次のページにつきましては、工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。

今、説明を受けたんですけど、町のホームページを見てみますと、大刀洗町では競争入札に対する建設工事等の最低価格制限について、低価格入札による工事品質の低下及び下請業者へのしわ寄せを防止する観点から、最低価格制限を設定しますというふうに明記されております。そして今回、中央公契連、いわゆる中央公共工事契約制度運用連絡協議会というものか何かあるみたいですが、そこで改正されたので、当町においても、最低価格制限を次のとおり改正するというふうに書かれております。そして今回の改正は、令和元年10月1日以降に入札公告または指名通知するものから適用するというふうに明記をされている。最低価格制限を決めてないという理由と根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） それでは、御質問にお答えいたします。

今回行います多目的グラウンドの改修工事につきましては、工種としましては、大きな件としましては土木工事という形になりますし、工事の内容としましても比較的簡単なものであるという観点から、最低制限価格を設けておりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 規定かどうか分かりませんが、きちっとホームページにこういうこと書いているわけですよ。設けますと、設定しますと。だから、今おっしゃった理由で、設けていませんと、一般的な土木工事ですから。全く納得できる理由ではないと思うんですが、いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 私ども生涯学習課で行っております工事につきまして、建築工事等につきましては最低制限価格を設けておりますが、先ほど申し上げたとおりでございますが、これから発注する工事につきましては、そういった最低制限価格についての検討もしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 入札制度というのは、常に公正でないといけないのですよね。だから、設けたり、設けなかったりするということ自体が非常に。しかも、こういう案件、しょっちゅう出る案件ではございませんので、やっぱり品質を確保する上からも、最低制限価格というのは設けるべきだったと私は思います。

もう一回、繰り返しになりますけど、今後検討するというところでございますけど、これは町の話ですから、町長部局で何かお答えがあればお願いしたいと。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。——どなたが答弁されますか。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 財政を担当している総務課でございます。野瀬議員の御質問にお答えいたします。

町としても品質確保については重要なことですので、今後、品質確保に努めた形で、最低価格を設けるかどうかは検討させていただきます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） そうであれば、ホームページに書いていることも最低価格制限を設

けますと書いている。それならば、私だったら、設けることができるというような表現にします。そうすれば、こういう業種については設けないとかいろいろできると思うんですが、明らかに公平性というのを欠くんじゃないかなというのを強く指摘します。

もう一点、低入札価格調査というのがあります。いわゆる最低制限を決める場合と、低入札を決めて業者を決めるというか選定する場合とその2つがあります。大刀洗町は今言うように、最低価格制限を決めているという前提になっていますから、この低入札という調査というのはないのかも分かりませんが、最低価格制限を決めてなければ、低入札の調査をやったりやるべきだと私は思うんですよね。なぜ予定価格に対してこんなに安くできるのかというのを調査すべきだと思います。そして、仮契約するなら仮契約をするというような段取りをやったりやるべきだと思いますけど、それいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 野瀬議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、話は戻りますけども、最低制限価格を設けている工事と設けていない工事がありました。これにつきましては、大まかに建築工事。いわゆる建築部分についての品質保証とかそういった部分を考えた上で最低制限価格を設けたという経緯がございます。

そんな中で土木工事につきましては、比較的、こう言うのはなんですけども、詳細な部分ではないというようなこともございまして、最低制限価格というのは設けておりませんでした。今御指摘ありましたように、ホームページの記載につきましては、今後検討させていただきたいと思っておりますし、品質保証についても、こういう結果が出たときには、ちゃんと行うようにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） そうすれば、ホームページで建設工事とはっきり書いているんですよ。これは今の答弁では、何かちょっと違うんじゃないかなと思います。例えば内規でこういうふうに持っていますとかいうお答えであれば、それをちゃんと公表して、現場説明では業者にも言っていますとか、そういうことであれば、そういうやり方であるならば、それでもやはり一般町民の方が分かるような透明性のあるやり方に、あるいは表現の仕方にしてほしいという要望ができるんですけど。ちょっと今の答弁では、何か物足りませんとか、そういうふうに感じるんですが。

○議長（安丸眞一郎） 再度、答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 先ほどの答弁、失礼いたしました。建設工事となっておりますが、これまで建築工事においては、精度を求めるというふうなところから最低制限価格を設けてきたとこ

ろでございます。一般土木については、設けていないということでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それならそのような書き方をしていただきたいと思います。それはちゃんと業者さんにも周知をしていただきたいと思います。

ただし、今回この入札結果を見ますと、いわゆる地場業者と地場外業者が歴然と価格が違いますよね。これは素人が見てもすぐ分かると思うんですが。そうすれば、地場業者じゃないところ、町外以外の業者さんは、例えば3,000万とか落札した業者、それに近い形で入札がされております。地場業者と言われる方々、これは例えば本郷とか小学校のグラウンドとか、いろんなグラウンドの実績はあるんですよね。施工実績はあると思います。だから、そんなむやみやたらと変な積算をすることではないと私は信じています。そのための地場業者だと思いますから。そうすれば、ここで設計積算が適切に行われて、いわゆる予定価格が適正であったかどうかと言うのを改めて伺います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 知行） 御質問にお答えいたします。

今回の設計を行う際、価格が不明なものについては、専門の業者より見積りを取ったところでございます。今回の設計におきましては、表層工となります土に改良材を混ぜる工法を行うところでございます。それにつきまして幾つかの専門業者より見積りをお願いしたところ、こちらについても価格がまちまちでございました。そういうことから我々としましては、こちらの平均価格を取りまして設計を行ったところでございます。そして、入札後、我々もこの結果を見まして、落札業者の工事内訳書の確認を行ったところでございます。その結果ですけれども、表層工の平米当たりの単価、これが我々が見積価格で算出をしておりました単価よりもものすごく下回ったことが判明したところでございます。その結果が、今回大きく差が出たものと考えられるところでございます。

今後につきましては、その見積価格を取る際には、十分に精査した上でその上で実施設計を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 単価がちょっとよく分からないので、見積りを取りましたとおっしゃっているわけですよね。そしたら、見積りをするときに、その材料の仕様をきちっとやっぱり示さないといけないと思うんですよ。いろんな種類があると思います。クレイ系舗装ですから。分かりやすくいえば、テニスコートのクレイコートとかそういうものなんですよね、きっと。そ

して、施工は普通の舗装と同じように、例えばアスファルト要綱とかいうのがありますから、転圧の回数とか、そういうのはそういうのに準じて提案する。全く違うのは、多分その材料費だと思うんですよ。材料費を見積ったら、3者見積りかどうか知りませんが、その中間を取りました。建設物価を何かちょっとインターネットで見てもみますと、高いところは1万何ぼかする。安いところは2,000円ぐらいであるんです。その半分を取りましたと今おっしゃっているわけですね。

これ土量は、多分1万9,000平米ぐらいありますから、10センチ剥いても1,900立米、約2,000立米あるんですよ。1万円掛けるのと2,000円掛けるのって物すごく違うんです。じゃあ、その現場説明のときに、地元業者にもこういう仕様ですというのを明確に何か示されているんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 御質問にお答えします。

仕様書におきまして、特記仕様書というのを付けております。その際に、こういった材料を使ってくださいという、こちらからの指定はしておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 特記仕様書をつけて、例えばそれはパテントがある材料なんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） すみません、先ほどの答えとかぶるかもしれませんが、その特記仕様書の中に、材料につきましては、この材料というのを一つ限定してしまいますと、その業者だけになってしまうということもございますので、幾つかの材料をこちらからは示しております。その材料といいますが、こういったグラウンド等を整備する際に出されておりますガイドラインに沿いましたもの、推奨されておる材料をその特記仕様書に明記したところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ですから、そういう特記仕様書に書かれた材料を使うということで、多分ですね、建設物価版とか積算資料にいろいろなメーカーがあります。だからそういうことで、ある程度こういう材料と同等品以上というようなことを、私がやっていた頃はですね、そういう表現をするわけです。そうすれば、例えば立米3,000円以上と同等品で、業者の方も自分で積算をして見積りができるわけですよ。こんなかけ離れた見積りは出てこないと思うんですよ。

しかも、よその地区から見て、大刀洗の業者さんとか大刀洗の積算は大体何しているのかと言われるのが非常に何かつらいといえますかね。しかも、今日私がちょっと議会で質問するのは、これはやっぱり議決事項ですから、しっかりそこら辺は伝えておかないと、議会も何をしているのかと言われますので、ちょっとあえて申し上げているわけでございます。

それと、例えば設計するとき土を剥ぎますよね。やっぱり同じように約2,000立米ぐらいの土量が出るわけですね。いわゆる残土として出ます。ただ、前回、グラウンドを改修されるときに、何か特殊な材料使われたのかどうか分かりませんが、それは一般残土として、いわゆる公共残土として処理できるもので見てあるのか。いわゆる産業廃棄物として見てあるのかによっても全く違うんですね。それはどうですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 御質問にお答えします。

今回の仕様書におきまして、その残土処理につきましては、リサイクルを目的とした残土処理という形で仕様書を明記しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ですから、一般の土と同じですよと、いわゆる真砂土みたいなものをただ削り取って再利用するか、あるいは処分地に持っていか、受け入れるところに持っていきますということですよ。それでも、受入先の単価はまちまちなんですよ。だから、距離によって大体単価が決まったり、受入先の平均の単価。残土というのは非常に問題になりますから、どこでも捨てたらちょっと問題ですから。ある程度なるほどねと、一般の建設課などが出してある工事の残土と価格と同じような設計をやっぱりすべきだと思いますよね。そこは建設課なりとの調整というのは何かされたことはありますか。

○議長（安丸眞一郎） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 御質問にお答えします。

今回の工事におきまして建設課等にも相談をいたしまして、適正であるかないかという判断もしていただいたところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございせんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません。何ていうんですかね、多分ですね、材料代が多分3,000円、立米3,000円ぐらいして、あと舗装、剥ぎ取って不陸整正して、敷きなおして転圧するというのであれば、多分私の経験上、3,000万ぐらいかなと思うんですよ。こういうこと言っているのかどうか分かりませんが、明らかにこの積算された予定価格という

のが、私はこの契約の内容の1,400万ぐらい、1,700万か、いわゆるこの額で業者は頑張ればできると思います。しかも、これインターネットで調べますと全国の業者なんですよ。久留米支店になっていますけど、東京に本社があります。だから、いろんな実績もあります。だから、むやみやたらなことではないんじゃないかなと、そういうふうに、推測で物言言ってはいけないのですけど。そうすれば、やっぱり予定価格は適正であったかどうか。そうすれば、私どもは議会ですから、正規な手続、きちとした手続で正規に入札されて公平性が保たれていれば、私はこの価格でできるということであれば、それはそれでも構わないと思うんですけど、そういう手続論とか公平性とかから考えて、問題はなかったというふうにお考えですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 今、議員がおっしゃられるように、その公平さ等がなかったからとかという御指摘でございます。やはり私どももこの結果につきましては、正直驚いたところがございます。その結果、いろいろとその後調べたところでございますけれども、やはりこの中で言われるように、工事の内容としましては、路床工とか、そういった普通の路場の剥ぎ取りとか、そういった工事につきましてはどこの業者さんもさほど変わらなかったんですけども、やはり使われる材料、要するに改良材の値段がやはり物すごく開きがあったということでございます。この点は我々も反省しまして、こういったものが適正な価格であるかどうかということは今後も精査して実施設計を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございせんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） もうこれで私は終わりますけど。要は、先ほども言いますように、手続的なものとか規定に違反していないとか、あるいは、仕様と違うような材料で入札されて、要求する品質が保てないとか、そういうことはありませんよということをはっきり明確に言っていただければ、この価格で落札した業者が——安ければいいという、安くてもいいものだったらいいと思うんですよ。ただ、そういう手続とかそういうものがちょっと欠けているなど、見た目にはですね。これが町民の方が納得するのかなという観点で質問をさせていただきましたので、最後に町長、一言あればお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁をお願いします。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

今回の入札結果については、私自身大変驚いているところでございます。今議員からる御指摘があったとおりでございます。入札制度含めて、あるいは町内業者、あるいは、それ以外の大手の業者との指名の問題も含めて、いろんな問題が今回あったんだろうと思っています。あるいは、今回入札をしたのが生涯学習課でございますので、土木の積算を専門にやっている部署で

はございませんので、そういった意味でいうと、例えば積算とか設計のほうは建設課のほうにお願いするなり、もっとやり方はあったのではないかなというふうにすごく反省をいたしているところでございます。

最低制限価格については、議員から御指摘があったとおりになんですけれども、従前から町の土木工事一般については、建設課がやっている事業も含めまして、最低制限価格は設けておりません。これはある程度、土木と設計というのは、仕様書を建設課が示した段階で、ある程度単価だけ入れればある程度はじけるので、そこまでしなくてもというところが、実務上がございますので、より今回のようになる可能性がある建築工事について、最低制限価格を設けて品質の確保をやってきたところがございます。ただ、今回のようなことがあったので、それも十分踏まえて今後対応していきたいと思っております。

また、今回こうなったのも、大刀洗町では4年連続の大雨災害になっております。今、やっぱり災害を軽減するためには、国もそうですけれども、流域治水というふうな考え方が示されているところがございます。その観点からいえば、今町内にあるため池のしゅんせつ等を行うように今やっているところなんですけれども、今回の運動公園の改修に当たっても、これまでである運動公園というのはクレイ舗装で表面排水なんです。だから雨が降ると、それが一気に全部下流側に流れてしまうということがございましたので、今回の改修に当たっては、ある程度雨がグラウンドの中に浸透して、そこで一時的に保水力を保てるような仕様ということでやっていた面がございますので、その点で、なかなか従来の単にグラウンドの土砂を入れ替えるというだけではない工事になりましたので、その部分のやり方がまた数種類あって、一つの工法に指定しますと、ある程度その専門の業者が取ってしまうところがあったので、議員御指摘のように、同じような効果が得られるであろう工法を幾つか指定して入札したところですが、結果としてこういうふうになってしまったというのは大変反省をいたしているところがございますので、今後、同種の工事等については十分考えながら対応させていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） ほかございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 二、三点お聞きしたいと思います。

まず、この指名委員会がこれを指名した後に、ちょっと課長から聞いたのは、結局これについては特殊事業ですので、結局町外も入れましたというようなことですが、普通、地元業者を優先的に育成のためにほとんどの場合が町内業者とするわけですね。それで、本当にこれが特殊な場合については、必ずしも町内の業者を育成することじゃなくて、やはり町外だけの業者も私は入れていいんじゃないかと思うんです。そこ辺についての指名委員長は副町長でございますけれども、そこら辺についての協議は、今後いろんな場合においては、町内業者を育成するということもありますけれども、特殊な場合については、非常にこの単価見ても、今度の場合はちょっとお

かしいんじゃないかというような考えも持ちますので、結局予定価格をつくるのに、やはり専門家の業者の見積りを取って、はっきりした基礎の何を入れるんだというふうなこともして予定価格をつくるというようなことが妥当だというふうに考えます。そこ辺について、まず指名委員会の委員長として、どのような今後の考え方を持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 黒木議員の質問にお答えさせていただきます。

確かにこの業者選考に当たりましては、選考委員会において決定させていただきました。そもそもこの工事自体が、運動施設であるというところがございます。そういった観点から考えると、やはりこれまでいろいろと運動施設、グラウンド等を取り扱った事業所、そういった専門業者を入れるのも当然のことだと思います。

ただし、工事内容を見ると、やはり土木的な部分が多く含まれております。それで、町内業者でも工事に対応できるんじゃないだろうかというふうなことも含めまして、本来7者以上ですけども、ここに町内業者を含めまして10者とさせていただいたところがございます。

今後、選考に当たりましては、今議員の御指摘いただいたことを考慮しながら選考していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 私が言いたいのは、やはり町内業者の育成も大事ですけども、我々町民といたしましては、やはり非常に大事な町の金ですから、この予定価格が非常に今度の場合については町内業者だけでした場合についての入札、ちょっと場合については、やはり3倍というような金額になるわけですね。町外業者を入れておらない場合についてはですね。そこ辺についても、今後、指名委員会の中でいろんな論議をして、やはりしっかりした予定価格というものを決めて、そして業者の選考といいますか、そこについては十分注意をしていただきたいというふうに思います。そこら辺についていかがでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、工事内容というものをしっかり選考委員会の中では吟味しながら選んでいくのが当然だと思います。ただ、予定価格につきましては、選考委員会の事務ではございません。業者選考だけのところがございます。そういった意味では、今後、そういった選考についてもきちっとやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。議員の皆様、全員協議会室に御集合ください。

休憩 午前9時48分

再開 午前10時07分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に続き質疑を再開いたします。

11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。先ほどから野瀬議員や黒木議員からの質問内容で、我々も今入札の在り方や施工のやり方というのも大変勉強になりました。私どもとしても、町としても、本当予算は安く上がるのであればそれにこしたことはないというのは、私たちも執行部も同じじゃないかなと思っております。

しかし、施工の基本的な単価は、町内業者も町外業者も一緒ということを課長から答弁でいただいておりますので、そこは安心しております。ただ、表層の部分が、町外業者のそういった専門でやっているところのほうが安くなっているのので、この金額になったというふうに私は理解しております。

最後に私が申し上げたいのが、仕上がりですね、グラウンドの。最終的に仕上がり、仕様書どおりにきちんと施工されるということをもう一度課長のほうから答弁いただければ、私どもはこの議案に対して反対するつもりはありませんので、最後の仕上がりまできちんと管理して、当初の仕様書どおり施工が行われるという答弁をいただければと思いますが、いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 今回の工事に当たりましては、工事業者と綿密に打合わせをした上で、さらに、現場も十分監督を行った上で施工してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。参考までにというか、今課長のほうから、現場監督がやっていくという形で回答を得たんですけど、現場監督者はどなたがされるんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 御質問にお答えします。

生涯学習課の係長を一応今のところは現場監督の監督者としてこちらのほうは考えております。それと、私のほうもその都度現場を見るつもりでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号大刀洗町運動公園多目的グラウンド改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第10. 発議第1号 大刀洗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、発議第1号大刀洗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出委員長の趣旨説明を求めます。議会運営委員会、黒木徳勝委員長。黒木徳勝委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 趣旨説明を行います。議会運営委員会委員長の黒木徳勝でございます。発議第1号については趣旨を説明いたします。

今回の改正は、令和3年2月9日に全国町村議会議長会主催で開催された都道府県会長会において、標準町村議会会議規則の一部改正が決定されたことに伴い、大刀洗町議会会議規則の一部を改正するものです。

内容といたしまして、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要件に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

附則としまして、この規則は、公布の日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号大刀洗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第11. 発議第2号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表す決議

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、発議第2号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表す決議についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 議席番号11番、高橋直也です。

発議第2号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者に対し敬意と感謝の意を表す決議。

決議文を朗読します。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、我が国では、令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が発令され、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。

本県においても、これまでの国の緊急事態宣言の発令を受け、県民生活はもとより、特に検査・医療・救急搬送の現場は、これまで経験したことのない危機に直面している。

全国的に、特に医療従事者がいわれなき偏見や差別を受けていると不本意の報道がある中、本県においても感染者数が減少傾向に向かっているのは、感染リスクにさらされながら緊張が続く現場での医療従事者の方々の自らの危険を顧みぬ献身的な努力によるものである。

よって、本議会は、医療従事者をはじめ新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。

以上、決議する。令和3年6月18日。福岡県三井郡大刀洗町議会。

以上で説明を終わります。御賛同よろしく願います。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。失礼しました、賛成討論ですね。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、本決議に賛成の立場から討論を行います。

議会の責務としては、医療従事者等の皆さんに感謝を表するとともに、コロナ対策等で逼迫する医療機関等に対して、支援の具体化のための施策や予算措置など積極的に議論すべきだと思います。

文末にそのように触れておりますけれども、議会にとって最も必要なのは、この最後の一文「その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく」、ここではないでしょうか。

したがって、今後とも、当決議に基づいて、医療機関や従事者の皆さん等への支援の充実、施設運営への支援や感染対策の強化、従事者の皆さんへの待遇改善、病床の確保など、山積する課題の解決とさらなる支援のため、議会として積極的に提言及び議論を行うべきことを申し上げて、賛成の討論といたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、発議第2号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第12. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（安丸眞一郎） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第12回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時20分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 6月18日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 黒木 徳勝

署名議員 平山 賢治

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 6月18日

議 長

署名議員

署名議員